

鹿児島県有機農業協会【koaa】機関紙

こあ・ぶれす

Vol. 57

2013年 3月29日発行

<発行>



NPO法人(特定非営利活動法人)
鹿児島県有機農業協会
NPO Kagoshima Organic Agriculture Association

〒890-0046 鹿児島県鹿児島市西田 2-11-8 明日ビル2階
TEL 099-258-3374 FAX 099-258-2204
ホームページ <http://www.koaa.or.jp>
e-mail koaa@koaa.or.jp



『認定事業者の方々の情熱と努力に感謝しながら』

判定委員長 牧 瑞子



こんにちは！みなさまお元気ですか？判定委員長の牧です。

ベテラン判定委員長の後を引き継いで委員長になってから早いもので3年が経ちました。その間、判定にかかわる大きな問題もなく、認定業務がスムーズに遂行されているのは、認定事業者の方々の情熱と努力、協会職員の皆さんの並々ならぬ支援のおかげと深く感謝しております。

私が鹿児島県有機農業協会の検査員として認定業務のお手伝いをするようになって約10年になりますが、昨年のオーガニックフェスタの時、非常に嬉しいことがありました。

それは、認定事業者さんが大変嬉しそうにして、農業後継者である息子さんとその伴侶を紹介してくださったことです。数年前に検査に行った時、息子さんは確か農業大学校を卒業して就農されてまもなくの頃だったと記憶していましたので、結婚されてますます一人前の農業者としての自覚を新たに、がんばっていかれる事を期待しながら、お祝いの言葉を申し上げることでした。

近年、当協会の認定事業者の中でも高齢を理由に認定の廃止を届ける業者も出てきて、さびしい思いをする事がある反面、新規に認定事業者になった若い1ターン農家の出現や有機農業者二世の人達が実地調査に参加して下さる事もあり、検査員・判定員の仕事をしています。

日本の有機 JAS 規格が国際規格に適合したのになり、当協会認定を受けた有機食品は、ヨーロッパ諸国等に輸出できるようになったことから、最近そのための証明書類を協会に申請する事業者さんも増えつつあると聞いています。今後そのような事例が多くなり、生産された有機食品の販路が益々拡大していく事を期待しています。

判定員の仕事は検査員の報告書と提出資料等を基に認定の技術的基準への適否を最終的に判定する業務です。最近記録や書類の不備等により判定が留保になることは少なくなっていますが皆無ではありません。判定委員長として留保がゼロ件になることを願っています。そのためには、協会からの情報を注意深く確認するとともに、講習会への積極的な参加をお勧めします。どうぞよろしくお願いいたします。



目次

- ★表紙『認定事業者の方々の情熱と努力に感謝しながら』・・・1
- ★環境セミナー2013 開催報告・・・2
- ★ニコフリ・キャンペーン(仮称)のお知らせ・2
- ★第2回有機農業現地研修会 開催報告・・・3
- ★「九州・山口有機農業の祭典 in ながさき」報告・・・4
- ★認証関係のお知らせ・・・4～7
- ★連載コーナー・・・7
- ★協会よりお知らせ・・・8



普及啓発活動のお知らせです。



☆『環境セミナー 2013』 開催報告

開催日時：平成25年2月23日(土)
開催場所：かごしま環境未来館



「いなくなった昆虫たち ～生物多様性と有機農業～」と題しまして、「赤とんぼがない秋」の上映会と、シンポジウムを開催し、約60名のみなさんに参加いただきました。

ネオニコチノイド系農薬が、日本をはじめ世界各地でミツバチの大量死を招いていることはご存知だと思いますが、赤トンボをはじめ他の昆虫類や、スズメやツバメも減っていることが指摘されています。昆虫だけでなく、子どもたちや胎児への脳の悪影響についても心配であることを、映画から学びました。



シンポジウムは、有機 JAS 認定事業者で合鴨米を生産されているらっしゃる澤田たみ子さん、鹿児島大学で病害虫制御学を研究されているらっしゃる津田勝男教授、グリーンコープかごしま生活協同組合の宍道紀代美理事長をシンポジストにお招きし、当協会の田代正一副理事長にコーディネートいただき、ネオニコチノイド系農薬の問題について討議いただきました。

会場からの質問も積極的にだされ、予定時間を30分オーバーするほど、みなさん熱心に意見交換してくださいました。尚、当日配布資料の中に、ネオニコチノイド系農薬の残留許容量の比較表があり、お茶についてEU (0.1ppm) と日本 (30ppm) の差があまりにも大きいことから、何かの間違ひではないかとのご意見も頂きましたが、後日調べましたところ、間違ひではありませんでした。

参加者のみなさんからは、アンケートで次のようなご感想をいただきました。

- 目に見えない殺虫剤のことが少しは分かり、気をつけたいと思います。また、家族・知人にも伝えたいですね。
- ネオニコチノイドについては予想以上の被害があると感じた。残留農薬基準は見直してほしい。
- 農薬、殺虫剤の恐ろしさ、感じてはいますがとても良い学習ができました。特に子育て中(予定者)の男女の方々にもっと見てほしいと思います。
- 勉強になりました。しかし、もっともっと広くもっともっと多くの人々が知って欲しい。知るべき。学校でもぜひ、必ず学習の機会を(総合学習などで)。
- 消費者として、生産者のご苦労が、いろいろ知ることができました。
- もっと多くの人に農薬の現状を伝えなければならないと思った。

※ なお、当日配布しました資料(ネオニコチノイド系農薬についてわかり易く解説したパンフレットと、ネオニコチノイド系農薬による被害の実態を報告した講演会の記録)は、会員のみなさまには、無料でお配りすることができますので、ご興味のある方は、協会まで御連絡ください。

『ニコフリ・キャンペーン(仮称)のお知らせ』



皆さん、「ネオニコチノイド」という言葉を聞いたことがあるでしょうか?近年、世界各国で起きたミツバチの大量死の原因とされている農薬の総称です。タバコに含まれている発ガン性など毒性の高いニコチンの仲間で、新しい化学物質ということで、ネオニコチノイドと呼ばれています。

慣行農法や環境保全型農業のエコファーマーや特別栽培農家でも使用されていて、ダントツ、アドマイヤー、ベストガード、スタークル、モスピランなどの商品名で売られています。お米の場合には、稲の育苗箱にまく初期害虫のための殺虫剤として一般的であり、坪枯れの原因となるウンカ予防、斑点米

の原因となるカメムシ予防のためにも大量に使われている殺虫剤です。もちろん、野菜や果樹、お茶でも、アブラムシ、カメムシ、アザミウマなどの害虫対策のために多用されています。

昆虫の神経伝達物質であるアセチルコリンと同じ働きをして神経伝達のスイッチをオンにして異常興奮を引き起こし、死に至らしめるそうです。殺虫剤ですので、ミツバチや赤とんぼのヤゴなどを殺すことは当たり前なのかもしれませんが、人間も同じ神経伝達物質であるアセチルコリンを使っており、残留農薬のある果物やお茶を大量に摂取して中毒症状を起こしている患者さんの症例が医師の方々から報告されています。人間の場合、生死に関わることは少ないようですが、短期記憶障害、手の震え、精神不安、うつ病のような症状が現れたり、頭痛、肩こり、動悸、不眠の原因ともなるそうです。過去、3日間の朝、昼、晩に食べたものを思い出せない人は、慢性中毒の恐れがあるそうです。特に、母親が摂取した食べ物の残留農薬をそのまま受け入れてしまう胎児の脳への悪影響が心配されています。

予防原則のヨーロッパでは、早くから問題になっており、種子処理を禁じたり、販売を中止したりしています。残留農薬基準値にしても、日本とEUでは、大幅に違い、例えば、アセタミプリドというネオニコチノイド系農薬の場合（商品名：モスピラン、カダン、マツグリーンなど）、トマトのEU基準値が0.15ppmに対して日本は2ppm、ぶどうのEU基準値が0.2ppmに対して日本は5ppm、なんとお茶は、EUの基準値0.1ppmに対して日本は30ppmと300倍の差があります。

これらのネオニコチノイド系農薬を使わずに生産された有機農産物の価値を、もっと消費者のみなさんにも知って頂き、有機農業で生産されたお米、野菜、果樹、お茶、そしてその加工食品を選択してもらうためにも、ネオニコチノイドのことを、安全な食べ物のことを伝えていこうと考えています。

幸い、一般社団法人アクト・ビヨンド・トラストから助成金をもらい、鹿児島県で流通している農産物のネオニコチノイドの残留農薬調査を行うことができるようになりました。

調査を行うにあたって、今後、会員みなさまにご協力をお願いすることもあるかと思えます。その節は、なにとぞ、よろしくお願い申し上げます。



☆平成24年度 第2回有機農業現地研修会 開催報告

開催日時：平成25年2月13日(水) 13時30分～16時00分

開催場所：自然農園ながさき、「畑の学校」ほ場（南さつま市）

参加人数：36名

内 容：「自然農園ながさき」のほ場視察、自家製資材の作り方紹介
「畑の学校 ～ゆうき教室～」の取組みの紹介



第2回有機農業研修会は南さつま市で開催しました。まずは「自然農園ながさき」さんの果樹畑へ。農薬や化学肥料を使わないのはもちろんのこと、除草も草刈りのみという自然農法を実践している長崎さんの果樹畑を見学しながらお話を伺いました。「木を植える際、穴は浅く掘って土をかけ、木が本来持っている“自ら根を張り栄養分を吸い取ろうとする力”を引き出す。その土地の微生物の世界を壊さないために、畑へ重機は入れない。」などのお話しと、その実践をされている圃場でとても見事になっているグレープフルーツを見ながら、参加者から多くの質問が出ていました。また、自家製資材の作り方の実践、おいしいグレープフルーツの試食もさせていただきました。

続いて、南さつま市の「畑の学校」ほ場において今年度の取組みや「長命草」についての講義を、「畑の学校」の濱田校長先生からお話しして頂きました。

自然に優しい環境保全型農業や健康的な生活を送る為の取組みを知ること、より人と自然に優しく暮らしていくためのヒントを多く得られることのできた研修会でした。

《「有機農業を語ろう会」第20回火の国九州・山口有機農業の祭典 in ながさき》に参加して

平成25年1月26、27日に、長崎県雲仙市で開催されました第20回 火の国九州・山口有機農業の祭典に参加して来ましたので、ご報告いたします。

★第1日目は、天敵を用いた減農薬栽培技術を研究されている大野和朗先生（宮崎大学農学部）と、アジア各国の農薬などの化学物質による環境汚染を研究されてきた田坂興亜先生（アジア学院）の基調講演があり、その後5つの分科会に分かれて、「有機農業の流通」、「種の未来」、「環境と農業」、「消費者から見た有機農業」、「有機農業と地域づくり」をテーマに発表と討議が行われました。



大野先生からは、害虫が発生したときに活躍してくれる天敵（益虫）を作物の周囲で温存しておくための植物（インセクタリアープラント）の大切さを教えて頂きました。

田坂先生からは、多収穫品種の稲を導入したタイ、中国、ベトナムなどの稲作地帯で、殺虫剤に抵抗性をもったイネウンカの大発生が起こり、有機塩素→カルバメート→有機リン→ネオニコチノイドと農薬は変遷し、現在ではネオニコチノイドにも耐性をもったイネウンカが発生していることと、有機農法で在来種の稲の栽培を進めるNGOの取り組みを紹介いただきました。

懇親会後の夜なべ談義では、「種の未来」の分科会の参加者のみなさんを中心に意見交換がなされ、九州の在来種の種を守るために、事務局をおき、在来種とそれを守る方々のデータベース化に取り組むことが決まりました。

★第2日目には、長崎で大根や人参などの固有種の種を守り続けていらっしゃる岩崎政利さんのほ場見学もさせていただきました。

春の偏西風と共に東南アジアから日本に飛来する農薬に耐性をもったイネウンカと、ウンカを食べてくれる天敵の虫たち、TPPと共に日本に入ってきたような遺伝子組み換えの種と、有機農家のみなさんに守られ続けている固有種の種たち。有機農家のみなさんが守ってこられ虫たち、種たちに、希望の光をみた2日間でした。



認証関係のお知らせです。



☆苦情処理に関する事項（内部規程）について

昨年のJAS規格改正により、内部規程に【苦情処理に関する事項】を規定することになっております。

認定事業者の皆さまには、確認調査を機に規定化にご協力いただいているところです。しかしながら現状、全ての認定事業者が規定化完了に至っているわけではありません。

告示により、規定化の期限は平成25年6月30日までとなっております。

（平成24年4月27日農林水産省告示第1178号）

それ以降は不適合になる可能性もありますので、まだお済でない方は、期限までの規定化にご協力くださいますようよろしくお願いいたします。





認証関係のお知らせです。



☆JAS の記録類の事前提出を廃止します。

これまで年次確認調査の際は、すべての認定事業者の皆様へ直近の一年分の記録様式（生産行程管理記録、格付管理記録、有機JASマーク出納管理記録等）を事前に提出いただく場合がありました。

この手法では原簿から転記したり、記録をコピーしたりする時間や労力等の負担が大きいため、今年度からは事前の記録提出をなくし、実地検査時に原簿にて確認する手法を一部導入してきました。この方法ではすべてのほ場、品目または製品を検査する場合と、サンプリング検査により一部のほ場、品目または製品のみを抜粋して検査する場合があります。

平成25年度より、基本的には記録類の事前提出は求めないことにしました。

記録類は、事前に送付いただく必要はありませんが、実地検査の際にすぐに提示いただけるように準備しておく必要がありますのでよろしくお願いいたします。

☆4月 有機JAS講習会 & フォローアップ講習会のご案内

下記の通り有機JASに関する講習会（新規向け／既存向け）を開催します！

☆講習内容

JAS法／有機食品の検査認証制度／指定農林物資／有機農産物又は有機加工食品の日本農林規格／認定の技術的基準／クレーム対応／格付（表示）実務／証票管理／その他についての説明

開催一週間前がお申込み期限となっておりますが、定員に達し次第締切りとさせていただきますので、早めにお申込みくださいますようお願い申し上げます。

尚、講習会の案内状をご希望の方は、協会事務局までご連絡ください。

☆有機JAS講習会（農産・加工・小分け）

- 対象：これから認定取得を考えている方・未受講の方向け
- 日時：平成25年4月18日（木）
10:00～16:30
- 場所：かごしま環境未来館 2F

☆フォローアップ講習会（農産・加工・小分け）

- 対象：すでに認定を取得している方・講習会受講経験がある方向け
- 日時：平成25年4月25日（木）
13:00～16:30
- 場所：かごしま環境未来館 2F



認証関係のお知らせです



☆格付実績報告書の提出について

格付規程に、【格付の実施状況についての認定機関による確認などの業務の実施に関し必要なこと】という事項があります。

この中で、★「格付実績報告書は4月末までに協会に提出する」という内容を規定している場合

⇒ 実際4月末までに提出する必要があります。



★「格付実績報告書は6月末までに協会に提出する」という内容を規定している場合

⇒ あと3ヵ月程余裕があることになります。

いずれにしろ、各々が設定した期限を遵守してくださいようお願い申し上げます。
尚、報告書様式は4月になってから協会から発信いたしますので、4月末期限の方はそれまでに1年間（平成24年4月1日～平成25年3月31日迄）の格付実績数量をとりまとめ、いつでも記入できるよう準備を整えていただければ幸いです。

☆有機きのこの認定を開始します。 *平成25年4月～

有機JAS規格にきのこが追加されてから長くたちますが、協会では有機きのこは認定してきていませんでした。しかしながら、要望もありましたので、有機きのこの認定を開始いたします。

有機きのこは畑や田で栽培する作物とは規格の内容がかなり違いますので、申請を検討される方は協会まで相談の上、申請くださいますようよろしくお願いいたします。

◎ 料金は、原木きのこの栽培場については、面積ではなくほだ木の本数で計算することとし、1,500本をほ場10a分相当として換算し、計算することにしました。

★（原木きのこ例）ほだ木数15,000本の場合、ほ場100a相当として計算。

☆採取場の手数料を改定しました。

これまで採取場の認定実績がなかったため、ほ場と同じ料金体系になっていました。採取場は一般的に面積が広いことから、いざ認定を取得しようとする高額になってしまいリーズナブルではありませんでした。

そこで、採取場5アールをほ場1アール相当分と換算して計算することにしました。

例) 採取場240aの場合、ほ場48a相当として料金を計算。

農林水産省と協会のホームページで公開している情報を増やしませんか？

(認定事業者のみ)

JAS 法により公表が義務付けられている事項には有機食品を取り扱いたい者（食品メーカー、流通・小売業者、消費者等）が入手したい情報（認定事業者の連絡先、生産品目等）が含まれておらず、有機食品の入手先を探すには不便な状況となっています。

認定事業者がこれらの情報を提供する場があれば、有機農産物の販路確保や拡大に結びつき、有機農産物の生産量の増加や有機 JAS の認知度が向上するのではないかと考えています。（農林水産省消費・安全局 表示・規格課 有機食品制度班より抜粋）

したがいまして公開してもよいという項目について、別紙の「公開同意書」にご記入の上、鹿児島県有機農業協会まで郵送又はファックス、メール等で返信くださいますようお願い致します。

同意書の提出は任意ですが、提出がなかった場合は、JAS 法で定められた公表事項以外はホームページに掲載されません。



連載コーナー

～旧暦 紙上研究会 No.24～

理事 八幡 正則



「二十四節気」のはなし（3）：春の巻



旧暦で春は、正月（1月）から2月～3月のこと。新暦では2月4日から5月4日までの3ヶ月です。春の節気は、節分（2月3日）の翌日2月4日の立春、それからおよそ半月ごとに雨水が2月18日、啓蟄が3月5日、春分が3月20日。清明が4月5日、穀雨が4月20日となり、末候の5月4日で春が終わって、翌5月5日の「子供の日・端午の節句」が立夏で夏となります。



節気の間を、5日ごとに区切り初候・次候・末候とし、年間七十二候。そして、それぞれの候を、季節を感じる辞で表している、と前号で述べました。うち「春」は「第一候～第十八候」です。ただ今原稿を書いている今日は、立春より数えて10番目の十候＝春分初候で「雀始巢＝雀が巣をつくり始める」とあります。数日前から、わが家の郵便箱に、枯れ草が2～3筋舞い込んでいるのです。風の悪戯かなー、と思っていたら、なんとベランダの鉢物に遊びに来る雀が巣作りの場所を探しているのです。なるほど「雀始巢」の季節だと感じることでした。

雀は不思議な小鳥です。世界中に分布していますが、人間の住む集落に住み、人間が居なくなると雀も居なくなるといいます。いま、過疎化が進み、やがて消滅するのでは、と危ぶまれる限界集落が話題になりますが、庭先で雀の群れ遊ぶ、のどかな村落風景が失われるのは寂しいかぎりです。

春彼岸十候から、立夏までの初・次・末候の辞は次のとおりです。

十一候（3/26～）＝桜始開（桜はじめて開く）、十二候（3/30～）＝雷乃発声（雷声を発す）、十三候（4/5～）＝玄鳥至（つばめ来る）、十四候（4/10～）＝鴻雁北（雁北へ帰る）、十五候（4/15～）＝虹始見（虹はじめて現る）、十六候（4/20～）＝葦始生（葦はじめて生ず）、十七候（4/25～）＝霜止出苗（霜止んで苗出する）、十八候（4/30～）＝牡丹華（牡丹の華咲く）で、春が終わります。



今年の「八十八夜」は5月2日。牡丹の花を愛でつつ、新茶を飲むうちに季節は夏に移ります。



協会よりお知らせです。



告知

第14回通常総会

「第14回通常総会」及び「有機農業フォーラム」を、下記の日程で開催致します。鹿児島有機農業協会の年1回の大事な会議です。会員の皆様には総会議案についての議決権があります。是非総会に出席して、平成25年度の事業の方向性についてご意見をお聞かせください。

尚、フォーラムの内容等につきましては、改めてご連絡いたします。

☆ 平成25年度 第14回 通常総会

開催日時：平成25年5月26日（日）

10:00~12:00 午後より「有機農業フォーラム」



認定NPOの取得に向けて

～寄付への感謝 と ご協力のお願い～

認定NPO 取得要件

★寄付金額 3,000円以上

★寄付者合計 200人以上

- (1) 株式会社ミタカ 様
- (2) 山下則秀 様

- (3) 寺原良弘 様
- (4) 若松洋子 様
- (5) 松山美和子 様

まずは、今年に入りまして当協会に寄付をくださいました上記の方々に対し、心より御礼申し上げます。尊い寄付、どうもありがとうございました。

当協会は、只今寄付へのご協力をお願いしているところです。進行する地球規模の環境問題やTPPに象徴される国際情勢の変化などにより、多様な人の暮らしとそれを取り巻く豊かな自然が失われていく中、有機農業の果たす役割がますます注目されています。当協会は、環境共生型社会の実現のため、10年以上にわたり地元鹿児島でその活動拠点としての役割を果たしてきました。皆さまのこれまでのご支持に感謝しつつ、その感謝を目に見えるカタチにしていくのが、今回の寄付の大きな特徴です。一人一人の寄付が集まり、それが200人に達した時、当協会は<認定NPO>として活動することができます。

皆さまのご厚意と篤志に応えられるよう当協会の理事、職員一同ますます精進してまいります。ご協力の程、何卒よろしくお願いたします。

